

「すべての子どもたちが学校に通える社会を創るには」

熊本県立熊本北高等学校 普通科(文系)・英語科
総合的な探究の時間 C4班

1 研究の動機

ロシアによるウクライナ侵攻が2月に行われ、連日ニュース番組で報道された。その中で、戦場から国外に避難する子どもの報道に関心を持った。そこで、班でこの問題について話し合った結果、紛争地域だけでなく日本などでもさまざまな理由で学校に通えない子どもたちもいることに気がついた。また、日本と世界とでは子どもたちが学校に行けない理由が異なっていることがわかり、両方の問題に対し私達には何ができるのだろうと思ったから。

2 研究の方法

第一章で諸外国が抱えている問題、第二章から第五章までで日本の不登校の原因である問題と家庭の影響の問題をそれぞれ本やインターネット、国や県のアンケート調査の結果をもとに問題を明らかにする。

3 研究の結果

第一章

ここではまず諸外国が抱えている子どもたちが学校に通えない理由を明らかにする。世界では大人だけでなく10歳くらいの子どものたちが”子ども兵士”として武器を持ち戦っている。戦争のない日本ではとても考えられない話だ。そこでこの悲惨な現状をなくしていくことはできないのか、またどのようなことが実際に行われているのか疑問に思いこの研究をしようと思った。インターネットやホームページを使い実際に子ども兵士として戦争に参加した人の話や世界の戦争の現状について調べた。アフリカの東部に位置するウガンダでは、1980年代から内戦が勃発している。『神の抵抗軍』という武装勢力は、10歳そこそこの子どもたちを誘拐して、暴力やドラッグによって洗脳した。誘拐された子どもたちは抵抗し、元いた村へと脱走を試みる者もいる。しかしそこで生まれ育った村が無くなったり、家族がいなくなってしまうと帰るところがなくなったと思い、やむなく兵士として戦うという道を選ぶしかなくなってしまふ。このような残酷なシステムが機能していることが分かった。男の子は武器や食料など重い荷物を運ばされたり、最前列で行進させられ“弾よけ”として使われたりする。女の子は性的な虐待を受けたり、無理やり大人の兵士と結婚させられ、妊娠することもある。また、ドラッグで士気を高揚させてから突撃させられ、あるいは地雷原を除去装置がわりに歩かされることもあり残虐な行為をさせられている。子どもは従順で洗脳されやすく、小柄で機敏。強制的徴兵が可能で、すぐに”補充”ができるため、まるで消耗品のように扱われてしまっている。このような現状はアフリカだけでなく、世界中に約25万人以上の子ども兵が存在していると言われている。この問題を解決するため、「子ども兵士を助きたい」そう願ひ、2001年に「すべての命が安心して生活できる社会(=世界平和)の実現」を目指して日本の認定NPO法人テラ・ルネッサンスが設立された。アフリカで子ども兵士の社会復帰支援センターを運営しており、実際に地雷の被害に苦しむ人々に出会い『自分に何ができるのか?』と考え、支援を始めたことが、団体設立に至った始まり。設立当時、被害がもっとも深刻だったのが

アフリカ(ウガンダ)であったことから、子ども兵士の問題を解決するために、支援活動の拠点を広げていった。

現在、世界各国で紛争が起きており、紛争が長期化している地域ではその地域の子どもたちが、学校に通うことができないという事態が起きている。また、学校に行けても、十分な教育が受けられないという現状がある。

紛争が起きている国の就学率、学習環境などについて知り、私たちに何ができるのか考えるためこのテーマにした。

インターネットを使って、紛争地域の現状や学習環境について明らかにし、今後私たちは何をしていけばよいのか考えた。

結果、ユニセフ(国連児童基金)は、世界22カ国におよぶ紛争地域では、6歳から15歳までの子どもの22%にあたる、2,500万人が学校に通えていないと発表した。また、学校に通えない子どもが暮らしている国では、紛争が長期化しているケースが多い。そのような国では、学校を訓練所や避難所に指定している。学校が頑丈に作られていることと、学校が町の中心部に位置しているのが理由。軍の訓練が行われているすぐ横で、子どもたちが勉強している。そんな最中、学校が攻撃されることがあり、子どもたちが命を落とす事例が後を絶たない。学校に通う途中や帰宅する途中で攻撃に巻き込まれることもあり、安心して学校に通える環境ではないことが分かった。

第二章

次に日本の子どもたちが学校に通えない理由を明らかにする。

ここでは毎年増加している虐待問題を取り上げる。

18歳未満の子どもへの児童虐待は、30年連続で増え続け、2020年度は過去最多の20万5029件になった。20万件を超えたのは初めて。前年度より5・8%(1万1249件)多くなった。というニュースを見て虐待を受けた子供たちはその後どのような人生を送っているのか、どのような人が虐待、ネグレストを起こしやすいかという疑問を持ったので、このようなテーマにした。webや本を使って虐待が起こる家庭の現状を知り、その後の子どもの人生を調べた。また、虐待防止のために虐待をする人の特徴を調べた。

結果は近年虐待の内容が身体的虐待、(暴力)から心理的虐待(暴言、無視、差別など)へ移っていることがわかった。また、割合として実母が10年間で11%ほど減っているのに対し、実父の割合が増加している。虐待を受けて育った子どもは基本的に自尊心が欠如していると言われており、愛情を知らないで成長してしまうという問題が生まれる。虐待をする人の特徴として、生活の困窮、離婚しており連れ子がいる、しつけには暴力が必要だと考えている、人付き合いが苦手、被害者意識を持っている、相談できる相手がいない、過去に自分も虐待を受けて育ったという7つが挙げられた。しかし、すべての加害者が7つに当てはまるとは限らないが傾向が多いと報告されている。虐待の問題の早期発見の件数が低い理由として、虐待の発覚を恐れて学校に通わせない、親が学校に不満を持っているのが挙げられた。

第三章

ここでは学校でのいじめについて取り上げる。

日本ではいじめの件数が2007年から14年連続で100万件を超え、高止まりとなっている。また被害者が人間関係を上手く築くことができず、引きこもり、自殺に繋がってしまうという問題を聞いていじめが起きる原因、解決策はないかと思いテーマにした。

webや本を使っていじめの現状を調べ、いじめの種類や傾向からいじめが起こる原因とその対策を考える。

文部科学省が発表した「問題行動・不登校調査」によると、令和元年度に全国の国公私立の小中高校などで認知されたいじめの件数は約61万件になった。認知件数は、6年連続で増加し、「いじめ防止対策推進法」が施行された平成25年度の集計以来、比較可能な数字としては過去最多となった。いじめを認知した学校は、学校総数約4万校のうち約3万校である。認知件数は小学校が約48万件、中学校が約11万件、高校が約2万件、特別支援学校が約3000件。学年別は小学校2年生の約10万件が最高で、以下同3年生の約9万件、同1年生の約9万件、同4年生の約8万件などとなっている。いじめの内容をとして、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約38万件(構成比61.9%)と最も多く、以下、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が約13万件(同21.4%)、「仲間外れ、集団による無視をされる」が約8万件(13.7%)などが挙げられた。

第四章

ここでは近年問題視されているヤングケアラーについて取り上げる。

日本の子どもが学校に通えない理由として不登校が多く割合を占めているがその中で、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちが多くいることを知った。なぜヤングケアラーという子どもたちが近年になって問題視され始めたのか、学校に行けない理由はどこにあるのか不思議に思い、今回のテーマにした。熊本県の実態を学校に対して行われたアンケート結果、政府の取り組みをインターネットで調べる。また、県のアンケート結果を元に県内の問題を明らかにし、解決策を探る。

熊本県のアンケート結果ではヤングケアラー(一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、子どもの権利が守られていないとされる18歳未満の子ども)がいると思われる割合が全日制高校(53.8%、国 49.8%)、定時制高校(71.4%、国 70.4%)と高い水準になった。また、要保護児童対策地域協議会(虐待等で保護が必要とされる子どもの情報交換や支援協議をする)や相談センターなどの外部に支援を繋いだケースは小学校、中学校では繋いだことがある、全日制高校では学校内での対応のみが多く報告された。

政府の取り組みは2022年から2024年度の3年間をヤングケアラーの集中取組期間と定め、中高生のヤングケアラー認知度を5割に引き上げることを目指している。自民、公明、国民の3党は支援策を巡る会合を開き、法整備も視野に検討をしており、解決策として国は「早期把握」「相談支援」「家事育児支援」「介護サービスの提供」を掲げている。

第五章

現在日本では日本国憲法第26条第二項により、すべて国民は(中略)普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。との記述がある。ここには国民の義務だけ

でなく義務教育、普通教育のあり方についても述べられているが教育基本法第4条では以下のように記載されている。

- ・国民はその保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。
- ・国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

教育基本法によると義務養育無償化の対象になるのは授業料に限られ、教科書などが対象となっている。しかし、実際のところ子どもを学校に通わせるには教科書の代金、授業料のみがかかるわけではない。無償化と大きく示すものの、実際にはごく一部に過ぎない。そのため、経済的理由により教育を満足に受けることができない学生がいるのも事実である。そういった状況を踏まえて憲法のあり方、国・地方行政のあり方に目を向けて述べていきたい。

教育における学習費の実態

ここでの学習費とは各教育段階における保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費の総額とする。

図 2-2 公立・私立小学校における学校教育費の内訳

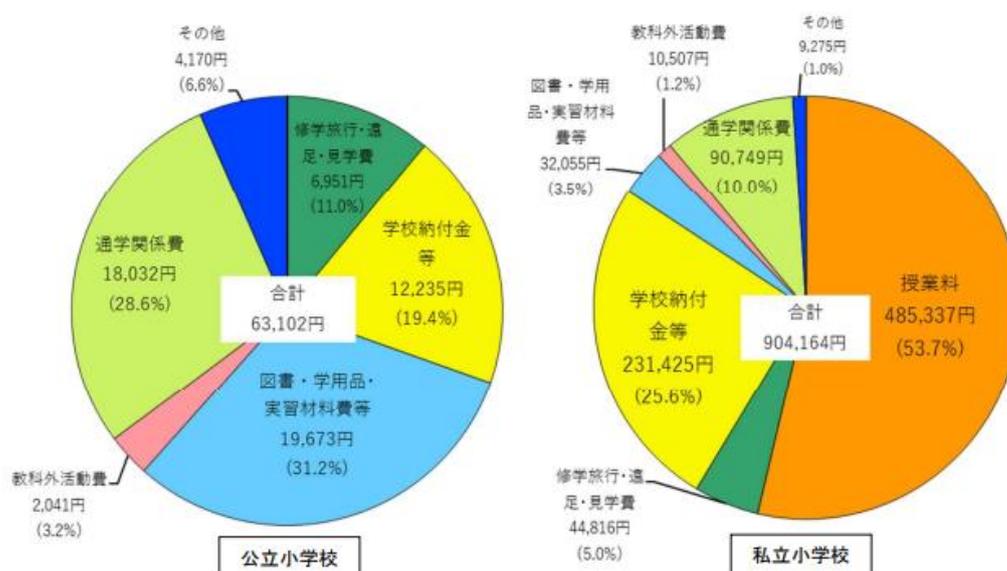


図 3-2 公立・私立中学校における学校教育費の内訳

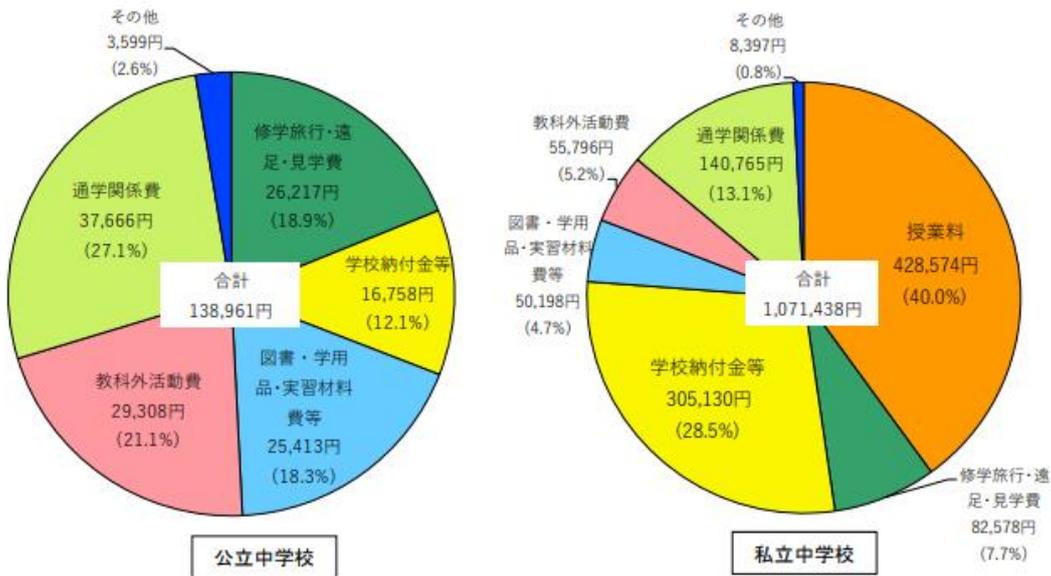
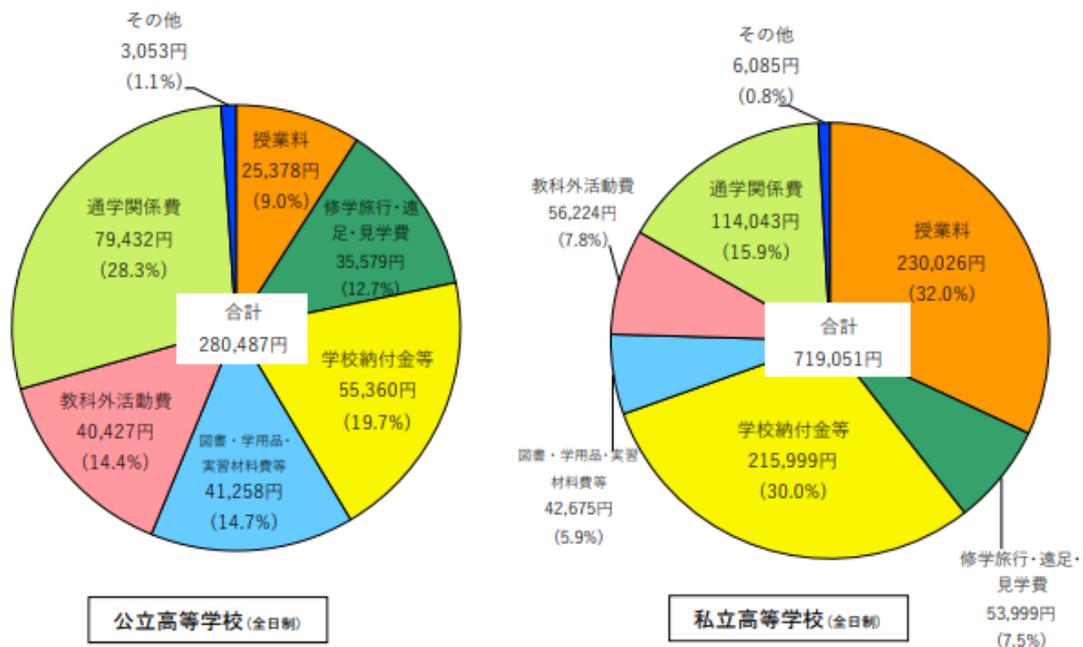


図 4-2 公立・私立高等学校（全日制）における学校教育費の内訳



(文部科学省、平成30年度子供の学習費調査の結果についてより)

これは文部科学省が発表した平成30年度子供の学習費調査のデータである。結果の通り教育における学習費は授業料、教科書の代金以外に多くの費用がかかることがわかる。このように授業料以外にかかる学習費の影響が、普通教育の無償化を定めているのにも関わらず満足いく教育が受けられない、家計が圧迫されているという事実につながってしまっていると考えられる。

そこで日本では、学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければなら

い。」と定めており、保護者への金銭的負担を減らすべく、就学支援制度が設けられている。

○年収の目安（例）

所得基準に相当する目安年収（例）		住民税非課税	準ずる世帯	
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(支援額)		3分の3	3分の2	3分の1
ひとり親世帯（母のみが生計維持者の場合）	子1人（本人）	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子2人（本人・高校生）	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人（本人・高校生・中学生）	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人（本人・大学生・中学生）	～約290万円	～約390万円	～約460万円
ふたり親世帯（両親が生計維持者）	子1人（本人）	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子2人（本人・中学生）	～約270万円	～約300万円	～約380万円
寡片働き（一方が無収入の場合）	子3人（本人・高校生・中学生）	～約320万円	～約370万円	～約430万円
	子3人（本人・大学生・中学生）	～約320万円	～約400万円	～約460万円

※年収は、両親の年収を合計したものとす。子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
 ※給与所得以外の収入はないものとする。（事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。）
 ※世帯年収（目安）は1万円の位を四捨五入している。
 ※年収の目安について、「両親（片働き）」は、配偶者控除対象となっている場合。

※文部科学省「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）における所得に関する要件より

これは、高等教育における授業料免除と給付型奨学金が対象となる世帯年収の目安である。

また、就学支援金新制度による、支援金受給対象者の世帯年収はおよそ以下の通りである。

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安			
	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。
 ※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。
 ※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

出典：文部科学省「私立高等学校の授業料の実質無償化」リーフレット（令和元年5月）

以上のように日本の平均年収などから考えると多くの家庭が就学支援金新制度を利用することができる事が分かる。しかし、前述した学習費のグラフと支給額と目安を比較した際に、現段階の支給額では十分に学習を受けられない、生活が困窮していることに代わりがない家庭があるのではないかと予想ができる。

第一章から第五章の研究結果より、すべての子どもたちが学校に通えるようにするには、子どもたちが生活している環境を変えることが必要だとわかった。

4 研究の考察

第一章の諸外国の子どもたちの問題より、子ども兵士が存在する国では、紛争が起きており大人の兵士の数が足りていないことが分かった。戦争のために子どもたちを誘拐しドラッグ

などで洗脳し、武器を持たせ戦わせているという現状は良くないと思った。普通に生活している子どもたちを巻き込み、学校に行く自由を奪うことは許されないことだと考える。世界には学校に行きたい子どもたちがたくさんいる。戦争から解放されたからと言って普通の生活に戻れるわけではない。その後の人生も重荷を背負って生きていくことになる。世界中にいる子ども兵士を助け、学校に行かせるためには戦争のない私たちの支援が必要だと思う。そのために募金活動などに積極的に参加していくべきだ。

紛争が長期化している国では、学校を訓練所や避難所にしており、学習の場として使えていないということが分かった。子どもたちが安全に教育を受けるために紛争が起きている場所から遠くに学校を作り避難所に使われないようにすればいいと思う。そして、私たちは支援物資や薬などに変わる寄付や募金をしていく必要があると思う。紛争が起きている国の現状について知り、世界中で支援の輪を広げていくべきだと考える。

第二章の虐待の問題から各学校や自治体に虐待やネグレクト防止の講演会やカウンセリングを行い、虐待やネグレクトの認知、対策を考えてもらう必要がある。そのため、各学校や自治体にどう呼びかけ、行動に移すことができるかが課題となると思う。

第三章のいじめの問題より、いじめが起こりやすい環境として、ストレスの多い環境だと思われる。ストレスが貯まると攻撃的になり、自分より弱い立場の人に攻撃を向けてしまうのではないかと、また、環境を放置させておく状況もさらなるストレスの発生源となりかねない。対策として子どもが小さいときからいじめは人として絶対に許されないという認識を徹底する必要があると思う。認識だけでなく、いじめが発生したときに傍観者になることは加害者と同じ立場になる、必ず先生や親に報告をするのが正しいということに合わせて指導するのが大切だと思う。また、いじめを報告したことにより、次の標的になるという恐怖もあるため教職員が徹底して子どもを守り通すことも言葉と態度で示すことが求められると思う。

第四章のヤングケアラーの問題は、近年になって問題化されたため、認知度を上げることが必要だと思う。政府は積極的に対策を行っているが国民の認知度が低いと関心度も上がらないので法律化、学校で勉強をする、ケアラー自身がヤングケアラーのことを理解するような取り組みをすれば少しずつヤングケアラーの認知度も高くなるのではないかと。また、ヤングケアラーの負担を減らすために相談員、支援員の増加、低所得の家庭にも介護施設や保育園に通えるように補助をするような支援対策を作るのが良いと思う。

第五章の奨学金の問題より、多くの世帯が約11万円の支援金を受けとっているが、公立高等学校の例では必要になる学習費が28万と支給対象の世帯でも10万円以上の学習費を払う必要があることが分かる。生活における支出は子供の学習費以外にも多くかかるため、支援金を受け取ったとしても生活が苦しいという世帯は多くあると予想される。また、学校の授業料が生活を圧迫している家庭では学校外での学習、例えば学習塾などに当てる生活費はないと言える。そのため、塾に通うための経済力の有無によって教育の格差ができてしまうことにも繋がっていると予想される。その上で、世帯年収や家庭環境ごとにシミュレーションをし、現段階の国や地方行政の方針が適しているのかをあらわにする必要がある。教育

格差等の問題との繋がりを元に、悩みを抱える生徒が不自由なく通える学校、地域を作り上げるための取り組みを具体的に考えたい。

私達は次のテーマとして世界の子どもたちの教育の意識を高めるには何をすればいいかを掲げる。今回の研究結果により、子どもたちが学校に通うことができない理由としてすべての研究から環境の影響が大きいということがわかった。国や考え方の違いでは教育を受けさせるより、戦地で戦うほうが国のためになる、家族の世話をするほうが優先度が高くなっているなどがわかった。家庭の環境では虐待をしていることが学校側に把握されないために学校に行かせないという選択をしている親のと生活をしている子どもや収入面で進学に必要なお金を用意できず諦めるしかない子どもたちが多くいるという実態がわかった。また、学校に通える環境にいるが学校に行けない理由として、教室でいじめのターゲットにされて行くことができなくなってしまったというのが挙げられる。各章の結果により、共通する対策としてできることは国民の教育の地位を向上することが必要だと思う。